

郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月7日

郡山市長 品川 萬里

郡山市条例第18号

郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例（令和4年郡山市条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 郡山市いじめ問題調査委員会（第12条—第21条）</p> <p>第4章 郡山市いじめ問題再調査委員会（第22条—第24条）</p> <p>附則</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 協議会は、委員<u>14人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）～（5）（略）</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 委員の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（会長）</p> <p>第6条 協議会に会長を置き、<u>委員の互選により選任する</u>。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第12条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、<u>教育委員会が諮</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章（略）</p> <p>第3章 郡山市いじめ問題調査委員会（第12条—<u>第22条</u>）</p> <p>第4章 郡山市いじめ問題再調査委員会（<u>第23条—第25条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（組織）</p> <p>第4条 協議会は、委員<u>19人</u>以内で組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。</p> <p>（1）<u>郡山市教育委員会教育長</u></p> <p>（2）（略）</p> <p>（3）<u>教育委員会事務局の職員</u></p> <p>（4）～（7）（略）</p> <p>（任期）</p> <p>第5条 委員の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2（略）</p> <p>（会長）</p> <p>第6条 協議会に会長を置き、<u>郡山市教育委員会教育長をもって充てる</u>。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第12条 法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、<u>教育委員会の附</u></p>

問する事項ごとに教育委員会の附属機関として郡山市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

2 教育委員会は、調査委員会を設置したときは、その旨を告示するものとする。

（組織）

第14条 調査委員会は、委員6人以内で組織する。

2 （略）

3 前条第2号及び第3号に規定する事項について調査審議する場合において、当該事項に係るいじめの関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する者は委員となることができない。

（任期）

第15条 委員の任期は、第12条第1項の諮問に対する答申の日までとする。

第16条 （略）

（会議）

第17条 調査委員会の会議（以下この条及び第19条第2項において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2・3 （略）

属機関として郡山市いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

（組織）

第14条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 （略）

（任期）

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（臨時委員）

第16条 調査委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、前項の特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、第1項の特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

第17条 （略）

（会議）

第18条 調査委員会の会議（以下この条及び第20条第2項において「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2・3 （略）

4 調査委員会が第16条第1項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみな

第18条 (略)

(秘密保持義務)

第19条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 (略)

第20条・第21条 (略)

(設置)

第22条 法第30条第2項の規定に基づき、市長が諮問する事項ごとに市長の附属機関として郡山市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

2 市長は、再調査委員会を設置したときは、その旨を告示するものとする。

第23条 (略)

(準用)

第24条 第14条から第21条までの規定は、再調査委員会について準用する。
この場合において、第14条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、同条第3項中「前条第2号及び第3号」とあるのは「第23条」と、第15条中「第12条第1項」とあるのは「第22条第1項」と、第20条中「教育委員会事務局」とあるのは「こども部」と読み替えるものとする。

して、前2項の規定を適用する。

第19条 (略)

(秘密保持義務)

第20条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 (略)

第21条・第22条 (略)

(設置)

第23条 法第30条第2項の規定に基づき、市長の附属機関として郡山市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

第24条 (略)

(準用)

第25条 第14条から第22条までの規定は、再調査委員会について準用する。
この場合において、第14条第2項及び第16条第2項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第18条第1項中「第20条第2項」とあるのは「第25条の規定において準用する第20条第2項」と、同条第4項中「第16条第1項」とあるのは「第25条の規定において準用する第16条第1項」と、第21条中「教育委員会事務局」とあるのは「こども部」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。